

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
の制定について

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川春樹

---

(提案説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、  
消防作業従事者等の補償基礎額の最低額及び最高額を改める等のため、  
本条例を制定するものであります。

## 日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日立市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項第2号及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 参 考

### 改 正 要 旨

- 1 消防作業従事者等（民間協力者）の補償基礎額（日額）の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げることとした。
- 2 非常勤消防団員及び消防作業従事者等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額（日額）を、配偶者については廃止（現行100円）し、子については433円（現行383円）に引き上げることとした。